

平成 24 年 4 月 26 日（木）10:00～12:00

<事務局からの資料説明>

尼崎市特別職の給与情報の公表資料について、
通常年 2 回報道される期末手当（賞与）にかかる新聞記事
本市市報
ホームページ等における公表資料「人事行政の運営状況の公表について」

1 主な論点

- ・ 退職手当を構成する 3 説（勤続報償説、賃金後払説、生活保障説）のうち、生活保障的な意味合いは薄いのではないかとということで意見では一致している
- ・ 退職手当の性格を明確にして、功績部分については退職手当とし、賃金後払部分については月々の給料に上乘せする、という手法をどうにか検討できないか。
- ・ 退職手当における勤続報償説と賃金後払説について、その比率を確立させるのは、かなり困難である
- ・ 功績部分を反映させる場合、市長に対する評価を誰が行うのか、また 1 年毎の評価が可能であるのか等、非常に困難な課題が多いのではないかと。むしろ、市長の功績に対する市民の評価が、次期選挙の当落という結果で表れているという考え方ができるのではないかと
- ・ 功績部分の評価については、実際に退職手当を受け取る際に、市長自身が決めれば良いのではないかと。
- ・ 自己評価は、次の選挙に出る場合と出ない場合とで考え方が変わるなど、非常に困難になるのではないかと
- ・ 功績部分の反映ができるのであれば良いが、他市の事例でも当審議会として推奨できるような案もなく、やりようがない。
- ・ 病気等により 4 年任期中の 2 年で辞職した場合でも、2 年分は退職手当を支給するという現行制度は、実態として功績部分を明確に反映しているとは言い難く、実際問題として、今回の審議会でも功績部分の反映が困難であるという結論であれば、年俸制への移行は特段の意味を持たなくなる
- ・ 市長の退職手当の算出方法を改正した場合は副市長等他の特別職へも影響する。そういった他の特別職への影響も含めて考えると、功績部分の反映は難しいのではないかと
- ・ 自治体の長に対する年俸制の導入は、時期尚早ではないかと思うが、年俸制について議論した事実は否定せず、案の 1 つとして答申に記載するという形で良いのではないかと
- ・ 制度そのものを変えてしまい、年俸制にした場合、退職手当の支給制限機能の部分が損なわれてしまう
- ・ 年俸制にすると、市長等の給与額が市民に対してわかりやすくなるとのメリットはあるが、それは、公表資料の工夫でも十分改善できるのではないかと
- ・ 現行制度を維持したうえで、「掛け率」の部分を改正して適正な水準を設定するという手法が必然的に出てくるのではないかと
- ・ 市長は自分で決めた退職手当額を公約で謳い、その公約を市民が判断して選挙で選べば良いだけのことではないのか
- ・ 公約で自身が決めるとしても、やはり一定の基準を設定しておく必要はあるのではないかと
- ・ 現実は功績の評価をする前に市長公約として額を決定してしまっており、この公約が議論

を複雑にしているのではないか

2 次回の開催へ向けて

当審議会の意見分布がある程度見えてきた中で、市長等の退職手当が現在の算出方法・算定式となった経緯を含め、多数意見である「掛け率」をどう見直すべきかという案を中間答申の柱として、それ以外の案とともに、市報の見せ方や公約に対する考え方等の付帯意見も付した中間答申案を作成していく。